

神戸市外国人市民会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市外国人市民会議設置要綱第5条の3の規定に基づき、神戸市外国人市民会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の交付)

第4条 傍聴章は、会議開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名を記入することにより交付する。

(通用期間)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて会議を傍聴する者の定員は、先着で10名とする。

(傍聴章の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、会議の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 会議において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に座長の許可を得た者はこの限りではない。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 座長は、傍聴人が、この要領に違反し、又は公正、円滑な審議に支障が生じると認められるときは、当該傍聴人を制止し、又はその命令に従わない時は、当該傍聴人を退場させることができる。

付則

この要領は、平成15年5月27日から施行する。